

令和3年2月26日

自動販売機設置事業者公募の実施要領

松山市では、市有財産に自動販売機を設置する事業者の公募を行い、設置者を決定します。参加を希望される方は、本実施要領のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承諾した上で参加してください。

1 件名

北条スポーツセンター野球場への清涼飲料水等自動販売機設置

2 概要及び目的

市有財産を有効に活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに経費削減及び歳入を確保するために、自動販売機設置事業者の公募を行う。

3 事業内容

市有施設内に自動販売機を設置し、「11 自動販売機設置料」で定める、自動販売機設置料等を市に収める。

4 履行期間

令和3年4月1日（木）（予定）から令和4年3月31日（木）まで

※ただし、令和8年3月31日までは、自動販売機の必要性及び利用状況並びに設置事業者の管理運営状況を勘案して、支障がないと市長が判断する場合は、毎年度更新するものとする。その後は、更新なし。

※履行期間の始期は個別相談に応じる。

5 履行場所

市長が指定する場所

6 契約方法

公募型プロポーザル方式を準用した随意契約

7 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であ

ること。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては愛媛県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては愛媛県内で継続して1年以上事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 松山市税を滞納していないこと。
- (7) 松山市と災害時における飲料水の提供に関する協定を結んでいること。又は協定を結ぶことが可能であること。

8 実施要領等の配布

- (1) 期間 令和3年2月26日(金)から令和3年3月19日(金)まで
- (2) 場所 松山市二番町四丁目7番地2 本館5階
松山市 スポーツィングシティ推進課
- (3) 方法 配布場所で直接受け取る。もしくは、松山市ホームページからダウンロードすること。
ホームページ <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>
※配布時間は午前9時から午後5時(土日を除く)

9 選考方法

- (1) 事業者は、公募型プロポーザル方式を準用して選考する。
- (2) 提案の内容の評価は、「売上手数料」の入札により行う。
- (3) 入札により提案された「売上手数料」の数値が、最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。
- (4) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (5) 参加者が1者の場合は、その者を優先交渉権者とするが、提案は行うこととする。
- (6) 今回の提案の評価は、「売上手数料」の数値の入札によって行うため、選考委員会は設置しない。

10 実施要領等に関する質問・回答・公表

- (1) 質問受付 令和3年2月26日(金)～令和3年3月12日(金)午後5時まで
- (2) 受付方法

別紙様式に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAXにおける口頭での質問は受け付けられないものとする。

また、質問書を電子メールで送付した後に、松山市スポーツシティ推進課まで、送付した旨の電話連絡を行うこと。

なお、質問は、実施要領、入札説明書、仕様書の内容並びに申請書の記入方法等に関するものに限って受け付けるものとする。

(3) 回答及び公表

質問者に電子メールで回答するとともに、市ホームページで公表する。

ホームページ <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

11 自動販売機設置料

(1) 自動販売機設置者が自動販売機設置に伴い松山市に納入する「自動販売機設置料」は、次の各号に定めるものとする。

①「使用料」

松山市都市公園条例の規定に基づき算出したもの。

②「売上手数料」

市有財産内において、一定期間、自動販売機を用い営業を行うための権利を得るために、当該自販機の毎月締め売上合計額に一定の率《落札した率》を乗じた金額を市に支払う。

なお、売上手数料とは別に、毎月締め売上金（税抜価格）に1パーセントを乗じて得られた額に、消費税率及び地方消費税率の標準税率を乗じた額をスポーツ振興基金寄附金として独立行政法人日本スポーツ振興センターに対し寄付するものとする。

(2) 自動販売機設置料のうち、「使用料」は契約後一括前納するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。「売上手数料」は、毎月締め売上合計額に基づいた金額を翌月に納付するものとする。

12 入札に付する事項

(1) 市有財産に自動販売機を設置するための「売上手数料」

(2) 貸付場所、設置台数及び売上手数料の最低水準

財産名称	所在地	貸付箇所 ※別紙参照	設置 台数	貸付面積	売上手数 料の最低 水準
北条スポーツセンター野球場	松山市大浦86番地 1	トイレ棟北側	1台	約1,300ミリ×約900ミリ＝約1.17㎡	5%

13 入札参加申請

公募に参加を希望する者は、入札参加申請書等を提出し、参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 提出期限

令和3年3月19日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所 本館5階

スポーティングシティ推進課 施設担当（電話089-948-6598）

(3) 提出書類（提出部数各1部）※②、③、⑤、⑥は発行後3か月以内の原本とする。

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	○	○
②	身分証明書（市町発行のもの）		○
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
④	確定申告書（写）		○
⑤	松山市税の完納証明書	○	○
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	設置する自動販売機のカatalog	○	○
⑧	災害時における飲料水の提供に関する協定の写し	○	○

(4) 提出方法

提出期間内に提出に必要な書類を提出場所に直接持参するものとする。

（※郵送、電話、FAX、インターネットによる受付は行わない。）

14 入札参加資格の確認等

上記13(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和3年3月24日（水）までに、申請者あてに結果を通知する。なお、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

15 入札及び開札の日時並びに場所

入札名	日時	場所
北条スポーツセンター野球場への清涼飲料水等自動販売機設置 (トイレ棟北側)	令和3年3月29日 (月) 10:00	松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所 本館5階 本部会議室

16 スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| (1) 実施要領等の公表・申請受付開始 | 令和3年2月26日 (金) |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和3年2月26日 (金)
～令和3年3月12日 (金) |
| (3) 入札参加申請書等の提出締切 | 令和3年3月19日 (金) |
| (4) 入札及び開札 | 令和3年3月29日 (月) |
| (5) 結果等の通知・公表 | 令和3年3月下旬 (予定) |
| (6) 協定及び契約の締結 | 令和3年3月下旬 (予定) |

17 設置者費用負担

- (1) 自動販売機設置料 (使用料及び売上手数料)
- (2) 電気料
- (3) 付属設備その他自動販売機の設置に関する全ての費用

18 契約等

落札者決定後、落札した者と自動販売機設置契約書を締結する。

19 問合せ先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市 スポーツイングシティ推進課 施設担当

電話：089-948-6598、FAX：089-934-1287

E-mail：sports@city.matsuyama.ehime.jp